

2016 後期 LS (本)

受験番号

2016 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は、憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 答えは、横書きとする。
5. 答えは、実線内の番号に従って書き進めること。
6. 答えは、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答えは、無効となる。
7. 答えを訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
8. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
9. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【第1問】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕〔設問2〕に答えなさい。

〔事例〕

平成2*年、Y市長選挙が実施された。この市長選にはAとBの2名が立候補し、Bが当選した。敗れたAはY市の元職員であり、Aを支持する複数のY市職員が業務時間内に選挙活動に従事していたことが、選挙後に発覚した。新市長Bは、この事態を重く見て、業務時間内に選挙活動を行っていた職員らを、業務時間内は業務に専念するという当たり前の職責を果たしていないとして批判、「真摯な対応」を市民に約束した。その対応の一環として、Bは「政治活動に関するアンケート調査」の実施を、各所属長に指示した。

このアンケート調査は任意ではなく、市長の業務命令として、真実を正確に回答することが求められ、正確な回答がなされない場合には処分の対象となり得るとされていた。そして、このアンケート調査は、「平成2*年Y市長選挙の選挙期間中、業務時間内に選挙活動に従事したか」を問う内容で、記名式で実施された。

Xは、アンケート調査に回答しなかったため、所属長からアンケート調査に回答するよう職務命令を発せられた。それでもXは回答しなかったため、Y市長Bは、Xに対し、上記職務命令に従わなかったことを理由として、地方公務員法29条1項2号に基づき、戒告処分を行った。これに対し、Xは、本件戒告処分の取消しを求めて訴訟を提起した。

〔設問1〕 あなたがXの訴訟代理人だとすれば、訴訟においてどのような憲法上の主張を行うか、具体的に書きなさい。

〔設問2〕 〔設問1〕の主張に対し、Y市が反論するとすれば、それはどのような主張になるか、理由とともに書きなさい。

【参考資料】地方公務員法 第29条1項

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

【第2問】

(1) 「法の支配」と「法治主義」の異同について、簡潔に説明しなさい。

(2) 憲法76条3項の「良心」の意味を、学説の対立を踏まえて、簡潔に説明しなさい。

専門論文試験 民法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問〕に答えなさい。

〔事例1〕

Aは、甲土地と乙土地を所有していた。Aは、Bに対し、甲土地についての賃借人を探すと、条件に合う賃借希望者が見付かったときには、その賃借希望者との間で賃貸借契約を締結することを任せた。Bは、Aの意向に従って賃借人探しに奔走し、Cとの間で、Aのためにすることを示して、甲土地についての賃貸借契約を締結した。

〔設問1〕

B、C間で締結された甲土地の賃貸借契約の法的効果がAに帰属する理由を、法的根拠を挙げて説明せよ。

〔事例2〕（〔事例1〕の続き）

Bは、自ら会社を経営していたが、その資金繰りに困窮していたため、乙土地の売却によって運営資金を得ることを企て、Cに対し、Aから乙土地売却の代理権も授与されているので、乙土地を買わないかと述べたところ、Cは、Aに確かめることなく、Bが乙土地売却の代理権を有することを信じて、乙土地買受けに応じた。そこで、Bは、Cとの間で、Aのためにすることを示して乙土地の売買契約を締結した。Cは、Aに対し、乙土地について、売買契約に基づく所有権移転登記手続を求めたところ、Aは、Bには乙土地売却の代理権を授与していないとして、それを拒否した。

〔設問2〕

Cは、Aに対し、どのような法的根拠に基づいて乙土地について売買契約に基づく所有権移転登記手続を求めることが考えられるか。また、考えた法的根拠の成立要件を挙げ、事例によるとその要件を満たしているかを検討せよ。

専門論文試験 刑法

【第1問】

以下の〔事例〕におけるXの罪責について論じなさい。

〔事例〕

Xは、警ら中の警察官から拳銃を強奪することを企て、〇〇駅付近で、たまたま人影がなくなったのを見て、巡査Aの背後約2mに接近し、クロスボウ（洋弓銃）を構え、矢を背中に目がけて発射した。矢はAの右腕に命中し、加療約1ヶ月を要する傷害を負わせたが、傷害を負ったAがXに拳銃を構えて発砲しようとしたので、Xはそのまま逃走し、拳銃奪取の目的は遂げなかった。

発射された矢は、Aの腕を貫通し、さらにAの前方約20mを通行中のBにも命中し、Bに対しても入院加療約1ヶ月を要する傷害を負わせた。

なお、Xは、矢を発射する際には、場合によってはAが死ぬかもしれないが、死んでも構わないと思っていた。

【第2問】

以下の〔事例〕におけるYの罪責について論じなさい。

〔事例〕

Yは、大学4年生であったが、卒業単位不足のため卒業が危ぶまれた友人のCから頼まれて、期末試験をCに成りすまして、Cの代わりに受験することにした。試験当日、Yは、答案用紙に「C」と署名して受験し、答案を提出した。

以上